東京・江戸川区アセチレンガス容器爆発事故に関する補足説明資料

今回の高圧ガス事故の根本的な原因と考える「消費現場における容器の長期停滞問題」について、2005年に発表された高圧ガス事故報告書(KHK 2005-161)では、腐食環境に放置された容器の長期放置による事故を防ぐための再発防止対策として、返却促進や管理の強化が提言されています。ですが、今回の江戸川区での爆発事故では、容器が埋設されたのがそれ以前であり、その提言は届いていないと考えてよいと思われます。

しかし平成 28 年の 5 月と 8 月に相次いで高圧ガス容器が破裂、人身事故と火災事故が連続した事故をはじめ、ほぼ毎年一~数本は今でも老朽化による破裂が起こっているのをみて解るように、結局こうした提言だけでは、消費現場における長期停滞容器に、そもそもの原因を持つ次の事故は、形を変え繰り返されるのではないでしょうか。往々にして事故は科学的、物理的な原因からアプローチされて対策が発表されるものですが、本当に事故を止めるためには、その原因となる心理的問題や、経済的社会的課題をひもといていく必要があるのではないのでしょうか。

少なくとも報告と提言だけでは、長期停滞容器のリスクは減らないことがわかります。教訓は報告と提言に終わらせず、その心理的、あるいは社会的経済的背景を想像し、「制度」や「行動」として転換しなければならない、と思わずにはいられません。

本補足説明の構成

【前回レポートに関する補足説明】

前回提出させていただいたレポート(私案「東京・江戸川区アセチレンガス容器爆発事故に関する分析と提言」) について、緊急に保安委員会で再検討、いくつか補足説明が必要と思われる点について、以下のとおり整理いたし ました。

- 1. 過去の取り組みの限界と業界構造の課題
- 2. 代理登録制度の運用実態
- 3. 容器管理のデジタル化状況
- 4. 業界の自己改革における制約
- 5. 予見可能な事故への対応
- 6. 延滞料制度の効果的な枠組み
- 7. 現実的対応の限界について
- 8. 技術的対策と社会・経済的対策について
- 9. 「長期停滞」の定義における課題

そして

結論:長期停滞の定義と安全確保の基準

としてまとめております。

これらの検討により、現行法の解釈範囲と自主保安で対応可能な具体的解決策を提示させていただきます。

1. 過去の取り組みと商慣行の変遷について

先のレポートを見ていただいて、「なぜ今までやらなかったのか」への説明が弱いと思われるかもしれませんが、2年以内の返却指針は歴史的に存在したものではありません。しかし容器延滞料制度はたしかに過去に崩壊した商慣行です。

それは帝国酸素(それまでは液体空気社)が昭和に入ってから敵国視され、それと同期してそれまでフランス流の 商売のやり方に不満だった大阪商人から対抗できる酸素メーカーを国産で作ろうという機運が盛り上がり、大阪商 工会をバックに大同酸素と大阪酸素の2社が立ち上がりました。このとき否定された取引方法の一つに、弁償金の 徴収と容器延滞料の請求が入っていたのです。

それ以来、これら2社とその傘下になった販売店は、容器借用料がフリーの商売で既存の大手顧客を取り込んでいきましたが、一部で、取り合いにならない消費先ではその取引方法が残り、一方得意先防衛のためにテイサン方式をやめていった帝国酸素傘下の販売店もありました。

容器延滞金は、中身のガス代とお客様の安全リスクの、トレードオフのはずでしたが、以来、容器延滞料を取るか取らないかは、安全面は無視され、販売店の競争力と豪語するところさえ現れます。これが可能になった背景には、国内で安全なシームレス容器が製造できる技術力が養われてきたのと、それを購入し、自己資産として運用できる(つまり帝国酸素から借りた容器に延滞料を支払わなくていい)ほど、販売店が資本力をつけてきたことがあります。

こうして徐々に衰退していった容器延滞料システムですが、これが維持できなかったのはシステム上の問題もあります。当時は容器の出納も管理もすべて人手を使った手書きでした。現行法も、容器の所在管理ではなく、各出納時の出荷と入荷の記録です。それ以上のことを課すと、実現できないと考えられていたのでしょう。

しかし、この状況は取締法から保安法へ変遷する際の業界における、自主保安体制への移行において一変、復活が 模索されます。これが全溶連経済委員会のテーマとなった商慣行の改善です。内容は保安契約を進め、その中に容 器延滞料徴収を入れ込んで、長期停滞容器や、容器の借用意識を高めようという趣旨でした。

ですが、この業界内議論が成熟する前に、自主保安を期待した規制緩和が法改称とともに発動されてしまいます。 その結果、販売行為は届出となり、許可取り消しのような行政からの強い強制力がなくなりました。そのように規制が緩和されたイメージが色濃くなった改正法の下、自主保安推進の意識は徐々に低下し、契約化の声のボリュームが小さくなっていきました。

さらにこれに輪をかけたのが、その数年後に起きた、医療販売店中心のカルテル疑惑です。公取の捜査はメーカーにも及び、他方で民生プロパンガスなどでも疑惑を抱えていたメーカーは、一気に業界間活動を自粛します。これによって、事実上、メーカーの参加する業界団体において、商慣行について論じること自体がタブーとなりました。

なぜなら、延滞料徴収は必ず消費者からの抵抗を生じるため、昭和5年に起きたように、徴収しないことが競争力となり、拡販目当てに抜け駆けする業者が出るため、ある程度の業界強制力が必要となるからです。また、小規模販売店にとっては、正確な容器管理を要するシステム導入を必然とすることは、経営上大きな負担を課すことになります。

保安法への転換時代のバブル崩壊以降、上向かない日本経済と、拡大しないものづくり産業界を顧客層とする当業 界としては、システム的な問題からも推進にはハードルが高くなっていきました。

2.代理登録制度の運用実態について

代理登録制度の厳格化を訴えていますが、そもそも刻印だけによる容器管理の限界を配慮したシステムになっていないことが問題です。高圧ガス保安法の目的にある自主的な活動によって事故を防ぐという考えに基づけば、この法規制では足りない部分を努力で補うのがもちろん筋であり、それこそが法令遵守だと理解しております。

しかしこの法律のあり方は高圧ガスを取り扱うものの全てが高圧ガス保安法を全て熟知しており、しかもそれを必死で守ろうとする善人であることを前提に作られています。世の中はできれば法律の裏をかいて少しでも怠けようとするものや、そもそも高圧ガスの法律があることすら知らない人間の方が多いかもしれません。

高圧ガスの事故のニュースがあると、「そんなものは特別な資格を持った人しか取り扱えないはずだ」というようなコメントを見ることがありますが、酸素 1 本、アセチレン 1 本を取り扱ったり使用したりするのは、溶接用途のような一部分の使い方以外、何ら資格を求められることもありません。これで極端に厳しいものと思っている人もいれば、全く知らない人も間違いなくいるということがおわかりいただけるでしょう。

その中で販売ではないと当局が判断している「ネットオークションでの高圧ガス容器売買」があります。それは、 倒産した消費会社などから流出した消費者所有容器(中には借り物と知らない販売店からの貸与容器で、販売店の 知らないうちに財産処分で譲渡されたり、消費現場から紛失・盗難されたものもある)などが多く、所有している 高圧ガスを処分する行為は「販売事業」ではないという理由からですが、同じ方法で1人から1人へ高圧ガス容器 が譲渡された場合、オークション全体では何十件もの譲渡が発生するわけで、たとえ1本の容器でも管理されず、 法律を知らない人間の手に渡った場合、その高圧ガス容器は完全に無法地帯となってしまいます。 しかも問題はこれが再充填される恐れがあるということです。そして再充填を食い止める法律としては容器に正しい表示がなされているかどうかにかかってくるの*ですが、その基準が譲渡された場合の正しい所有者記号番号が刻印されているかどうかを求めるものではありません。

※法第四十八条では高圧ガスを容器に充てんする場合「第四十六条第一項の表示(容器に刻印等がされたときに行なわれる表示)をしてあること」が求められており、譲渡された容器の表示は法第四十七条によって書き換えられるため、正確には再充填の要件としては設定されておらず、つまり譲渡後の容器に正しい所有者が表示されていなくても再充填は可能であるさということになっています。

他にも一旦正しい所有者記号番号が刻印された容器がその所有販売店の倒産などによって完全に回収されず巷で滞留していたとしても、誰もそれを取り締まることはできません。あるいは意図的に一度 KHK の容器所有者として登録し番号をもらった後に、次回から登録更新しないという所有者記号番号も実際に存在するそうです。このように実際には、登録のみ形式的にされている容器や、未契約・無把握で流通している容器が横行している実態もあります。必ずしも善人であり保安法を熟知している人だけが高圧ガスとその容器を取り扱うのではないということを想定した法律づくりが必要だったのではないでしょうか。そして、すでに形骸化し問題ある容器が管理されずに巷にゴロゴロしているこの状態をリセットする法規制が今求められているのではないかと思います。

3.容器台帳・授受簿のデジタル化状況について

「DX を活用してトレーサビリティを強化」と提案していますが、なにを目標に想定しているか、詳しく説明すべきでした。「では業界における容器管理システムの DX 化がどれくらい進んでいるか」と問われるかもしれませんが、おそらくデジタル化の進捗については、何割であればいいという問題ではありません。一社でも適当にやっている会社があり、一本でも大事故になれば業界としては大きな痛手となります。

少なくとも、手書きで後追い、あるいはその伝票を閉じておくだけの、法規制通り(出納簿をつけるだけ)の対応では長期停滞容器に起因する事故は防げません。容器延滞料の請求もできません(利益捻出の話ではなく、消費現場に対する経済的な強制力がないということです)。どんな小さい販売店でも、その容器が5年も10年も出荷されたきり返ってきていないという問題を発見し、解消できるシステムを持たなければならないのです。そうならなければ容器は返ってこず、返却を進める牽引力にはならないのです。

4. 業界の自己改革の定量的目標について

本レポートでは「通達の明文化」「再検査記録保存の延長」などを行政に求め、業界の自主的な取り組みとして「意識改革」や「啓発強化」などを中心としたやや抽象的な目標表現がみられることから、「行政にお願いする」だけでなく、業界の自己改革も定量的に示すべきではないかとする、厳しいお声をいただくかもしれません。しかしこの点についていえば、監督官庁の意志は、トップの経産省高圧室が単独で示すことができるのに対し、業界はそれぞれが一国一城を生活かけて治める経営者、そしてその下で経済活動にいそしむ従業者が集まった企業の寄り集まりであって、たとえ全溶連やJIMGAのトップが号令一下、長期停滞容器の撲滅を宣言しても、それに盲目的に従うものではありません。逆に行政には、「意識改革」や「啓発強化」など抽象的なものを求めても、業界や社会が何か変化するとは考えられない、ということもご理解いただきたいと思います。

こうした事故を受けて、行政の立場から規制(どのような規制違反にあたる)を明確にしていただかなければ、業界の中で保安に否定的で利益追求にやっきな者の「意識改革」や「啓発強化」はできないと信じております。

「1年以内の容器回収」や「延滞料徴収制度」などの提案について、「すでにモデル実施している企業の実績はあるのか」と問われれば、戦前から延滞料制度を続けている会社は半数以上ありました。しかし、「何年以内にどう改善するのか」を示すためには、その活動を推進するための根拠が必要です。業界は決して一枚岩ではなく、一部でも利益追求に流れるものがあれば、全体の半数以上がそちらに就いていく可能性すらあります。

日本語で言う「安全第一」は、今再び名前が轟いているUSスチールの社長であったゲーリー氏の「安全第一・品質第二・生産第三」の言葉の最初だけを取ったものというのは誰もが知るところですが、現在の国内経済界を見る限り、生産を十分に、品質をある程度満たした状態での「安全第一」を提唱しているようにしか見えないところがうかがえるのは残念でなりません。

なお、こうした主張に対して「業界が行政に責任転嫁している」のでは、との疑義が出るかもしれませんが、これは責任転嫁ではありません。お互いにできることを最大限までやらないと、安全は確保できないと考えてのことです。具体的に行政に期待することとしては、延滞料システムを安全のためのシステムと認識していること(具体的には、高圧ガス取引には「保安契約」が必須であり、その契約が短期的経済利益のために保安を犠牲にするものであってはならない)を表明していただけるだけでも、今後の業界の動きは大きく違います。そうなれば公取問題も一歩解決に向かうでしょう。カルテル規制との両立については、公取とのご相談になるかと思います。

しかし、業界の限界はこれだけが問題ではありません。一つの根本的な問題として、消費現場における「保安のガス屋まかせ」の現状があります。

「高圧ガスはわからんからガス屋まかせにしとったんじゃ」とはよく耳にする話なのですが、これは「自分に安全 意識はない」と宣言しているのと同じです。わからないことを販売店に頼るのは適切ですが、販売店には限界があ ります。情報を与え、意識を持たせることはできても、日々の点検、バルブの開閉(いずれも消費の基準)までは できません。

しかも実は問題なのは、すべての販売店が、法規制や保安管理をそこまで熟知していない可能性があるという現実です。余談のようですが、規制緩和の影響もあってか法規制を読み解くのが難しくなり(なぜ分けておく?なぜ静かに開ける?などまでは理解ができていない)、わかりやすい資料に頼って、法令条文が読みこなせない一般的傾向に、ちょっとした業界特殊事情(資料類をここ十数年で集中的に整えた)が重なっているのかも知れません。

5. 「予見可能な事故」への事前対応について

「こうした事故は以前から業界内で懸念されていた」としているため、「早期の問題提起や対応が不十分だったのではないか」とする疑問があるかもしれません。この点については、ものづくり業界が縮小していくと同時に経済不安の続く中、数の問題ではなく半分は利益を追求しなければ生き残ってこれなかったからだと考えられます。当業界では、メーカーのような大きな力が動かなければこのような目的は達成できませんが、そのメーカーがカルテル疑惑により保安を目的としても、経済的行為が絡むと結束できない状況があったようです。販売店の殆どが中小企業の業界では、協力している傍から離反者(保安経費をケチった利益追求者)が出てくる状況もありました。それは当時、延滞料が明確に中身のガス代と、お客様の安全リスクのトレードオフであるという理念が徹底できておらず、保安に興味のない販売店も巻き込もうと、団体から「海外では容器延滞料が売り上げの多大な割合を占める企業も存在する」というプロパガンダを掲げたのもよろしくなかったのでしょう。

一度に数十本の取引を行なうメーカーポジションの供給者と違って、一本の酸素や窒素が停滞している供給先に対し、(ガス以外の取引がなければ)毎月数百円の請求しか起きないケースも多々あります。請求書の紙代はたいしたことが無くても、振込手数料を引いて振り込む商慣習と請求書の郵送費から、停滞によりガスの売り上げに寄与しなくなっている滞留容器の「再検査やバルブ交換などの維持管理費用を含めた原価償却費」の収入もなく、その契約推進に要する手間とエネルギーから、次第にその推進力は弱まってしまいました。

いっそのこと、容器再検査時に外観検査で明らかに不合格になる程度まで錆びて返ってきたら、弁償金をもらえてありがたい、と考えているのではないかと思えるほどです。それではその弁償金がまるまる新容器の購入に回るだけで、販売店にはなんの得にもならないと思われるかも知れませんが、高度経済成長時代に十分な容器を保有していた企業からすると、徐々にそれほどの容器数が必要なくなっていれば、余分になった容器を処分販売できる機会になるかも知れなかったのです。

6.延滞料制度の効果的な枠組みについて

「延滞料を商慣習で再導入すべき」と表明していますが、「競争環境や消費者心理を踏まえると、任意では制度崩壊のリスクが再発する」という懸念に対し、団体レベルでの商慣行協定はカルテル問題があって、大手ほど及び腰であるのが現状です。

業界団体として、共通契約書式の整備は行いましたが、もちろん長年そういったものなしに取引してきた顧客からの抵抗は厳しく、ましてやお金がかかってくるといわれれば、簡単に前に進むはずもありません。

消費者の側から見れば、今まで販売店が無条件に負担していた容器の維持費を、一方的に消費者側に押しつけられた感になるのですから。

昨今「反社会的勢力排除条項」や「秘密保持条項」など、次々と基本契約書に盛り込まなければならない項目が増え、そのたびに大きな金額の印紙が取引規模の大小関わらず、顧客数必要ということからも、任意である基本契約書を背景にするハードルが上がっています。

7.現実的対応の限界について

埋設容器への対応について

既に埋設された容器の調査・特定・回収に関する具体的な計画について問われることがありますが、これは不可能です。しかも我々ガス販売店には何の手段もありません。我々にできるのは、今後こういう容器を生み出さない努力くらいです。

そして、別にこのような事故は、埋設したから起こっただけではなく、貯蔵されていても同じように、起こる可能性があるのです。長期停滞容器が老朽化してガスが漏れ、あるいは容器自体が破裂するということです。

現在、国内にどの程度の埋設容器が存在するかの推定も不可能です。万が一埋まっている容器が、もしも定量できても、その中にガスが入っているかどうかもわかりません。

経済的インセンティブによる安全管理について

容器管理が不十分な事業者に対して、損害保険料率を上げるなど、経済的インセンティブで安全管理を促す仕組みについて検討できるかもしれませんが、販売店によってはBCPや損害賠償に対する意識も高いとは言えず、全溶連が提供する損害保険にも、頼んで入ってもらう状況ですから、難しいとわかっていただけるものと思います。

優良事業者認定制度について

行政が延滞料制度を消費現場と公共の安全維持システムとしてご評価いただけるなら、これを推進している企業の安全文化をアピールできるような「優良事業者認定」や「安全マーク」のような制度を設ければ、たいへん前向きの取り組みかと考えます。

8.技術的対策と社会・経済的対策について

今回の事故を単純に技術的に分析すれば、「アセチレンだから空気中に噴出した際、爆発性混合ガスを広範囲に生成し、これに火点があったため爆発した。 → ならばできる限りアセチレンは、リスクアセスメントなどを厳格に求め、あるいは、空気中に滞留しにくい溶断用水素などに積極的に転換していく」といったご指導になるのかもしれません。しかし、これではあまりにも近視眼的というそしりを免れないのではないでしょうか。

2005年の水没事故(KHK 2005-161)でも、容器が腐食させるような環境にあったことが最も悪いという技術論的な内容に集約され、「事務連絡(平成17年8月経済産業省原子力安全・保安院保安課発)」で表明されたのは、

- (1) 一般則第6条第2項第8号へ(容器による貯蔵の基準である一般則第18条第2号口において準用)の「粗暴な取扱い」には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じずに腐食が進行しやすい環境に長期間放置する行為(水に浸けたまま長期間放置する等の行為)も含まれること。
- (2) 高圧ガス容器取扱者においては、特に長期間存置された容器について、外面腐食がないか、表示が滅失されていないか等容器の管理に留意すること。
- (3) 高圧ガス販売店においては、販売後長期間回収されていない容器の回収に留意すること。

というように法解釈として容器を腐食環境に置くことが一般則の容器の粗暴な扱いの違反行為に当たるとの法解釈が示されました。こうなると我々危険な取り扱いをされている消費現場を伺える立場にいる販売店としては、たいへん指導**しやすい立場になっております。

※指導というと、販売店如きが「指導」は言い過ぎ、助言でいいだろうというお叱りを受けそうですが、我々が消費現場に助言させていただいても、なかなか聞いていただけないものです。必ず聞いていただくには、法規制や事故調査等を背景に分析され、その問題点が法規則や指針などに裏打ちされたものを元にした、指導である必要があるので、このような表現を用いております。

同時に再発防止のため長期停滞をさせないようにとされましたが、この法的根拠はなかったようです。これを背景に販売店が消費者に対して早期回収を求めたとしても「長期ってどれくらい?」とか「それって違反になるの?」 というような反応で終わってしまい、その推進は容易ではありませんでした。

当時、容器の長期停滞問題は、直接的な原因ではないと思われたのかもしれません。

これまで一世紀にわたって日本の工業界を支えてきた酸素アセチレンによる溶接文化の恩恵を享受してきた立場から、その副反応とでも言うべき今回の事故を教訓に、今後はこのような事故の原因になる容器を生み出さないことが、今の時代に生きる我々の使命だと思っております。

そしてそれは「技術的対策だけでは限界があった」という過去に学ぶべきではないでしょうか。

全溶連は現在、SDGs の考えをもとに将来にわたって現在同様安全に、また簡便に高圧ガスを利用できる豊かな社会を持続させていきたいと考え、活動を推進しております。そのためには適切なルール作りとその周知徹底が求められると思うので、どうぞご指導ご協力をよろしくお願いいたします。

9. 「長期停滞」の定義における課題

既出のレポート(東京・江戸川区アセチレンガス容器爆発事故に関する背景分析と提言)では一口に「長期停滞容器」と申し上げておりますが、どの程度が長期と呼ぶに相応しいかについては、明確ではありません。各都道府県では、半年から一年の間で容器の指針の中にその使用期限を規定していることが多いですが、期限についてまったく条文として明記していない指針もあり、行政として指針自体を出していない(推奨や監修のみなど)ところもあります。

兵庫県での指針策定過程からの考察

私たち兵庫県で指針の起源として考察した過程を検証してみます。県と指針において、消費現場での滞留期限を検討する際、最初は自然腐食により外部の状態が目視で不適合になるたたき台として、業界側から十年という期間を提示しました。つまり、どう考えても間違いなく「長期過ぎる」期間、絶対にそれまでに返さなければならない期限を確定したのです。

しかし、十年を使用期限とすると、県が十年間使用し続けても安全というお墨付きを与えることにならないか、という点で疑問が残りました(はっきり言って完全否定されました)。八年や九年で破裂した場合、県が十年は安全に利用可能であると言ったように取られるのは問題があると考えられたのです。

そこで、容器は外観検査をしておけば、二年、三年と使い続けてよいかという状況を考えました。ですが、外観検査では内部腐食などはわかりません。特別に腐食性を持たない酸素や炭酸などの場合でも、内部に侵入していた水分によって、自然界にあるよりも急速に錆びるとか、酸になった水分により腐食することで破裂する、あるいは老朽化していた安全弁が、たいしたことのない温度の急変などで破裂する、といった可能性があります。

その安全性を担保できる根拠となり得るのは、直前の充填時に問題なく充填できたという事実のみであろうと考えます。つまり行政発の指針が許容できる期間としては、直前の再検査時に合格し、さらに直前の充填時に問題なく充填できていた事実から類推できる、必ず安全に利用できるはずのものを採用しなければならなかったのです。

法制度上の構造的問題

高圧ガス容器は、充填時にしか定期検査を受けられないという事実に目を向けてみます。これは、そうしたタイミングでなければ、高圧ガスの規制を熟知し積極的に遵守する事業者でない者が、定期検査ルールを守らない可能性を考慮した現実的な判断に違いありません。

同時に、当時メーカーや販売店にとって一本の容器は、一回の売り上げごとに大きな利益を生み出すと同時に、入手しようと思えば希少かつ非常に高価な財産であったため、長期に滞留させておくという想定が、法制化当時は充分でなかったものと思われます。

高度経済成長と国内での高圧ガス容器の工業生産化によって、戦後まもなくの頃には初任給が数千円だったのに対し、容器は1万円以上していた時期と比較すると、昭和の終盤ともなれば、大卒初任給の1/10程度にまで値打ちは

下がっていました。中古容器ともなれば、弁償したとしても人手をかけて探し回る手間をかけるよりも、はるかに安く済む可能性が高くなっています。

法が求めているのは所在管理ではなく出納管理であり、受け渡した、あるいは引き取った瞬間の記録のみであって、それらが必ずしも関連付けられていなくても構わないはずです。記録するべき内容は「充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日」であり、出と入りが対応されていなければならないとは決まっていないからです。

この考え方は、高圧ガス容器が大事な財産であった立法当時の状況であれば、効果的であったと思われますが、中古容器なら数千円でも入手できるとすれば、現在の物価から見て「消耗品」と考えられるようになりました。そのため、10 回の取引で 100 本に一本が戻ってこなくても(あるいは半永久的に停滞したままであっても)、販売店の経営には支障がないかもしれません。次第に容器が保安維持のために重要な設備であり、機械的に老朽化する(一方で充てんされた高圧ガスの危害は消費しなければ減衰しないため)、寿命のあるものだとは認識されなくなっていったのです。

しかし、そこから漏れたガスが今回のような事故を引き起こす可能性がある限り、「中身の残ガス惜しさに、いつまでも容器を滞留させておきたい消費者」と、「消費先に滞留している容器を回収・督促して回る仕事を手間と思う販売店」とが存在する限り、それを業界や取扱者の良心だけに頼って、法規制によって是正することなく看過していては、いつか同じような原因から事故が繰り返されるのを待つしかありません。

あるいは「ガスは消費する必要があるから買うもので、普通は納品後どんどん減っていくはず。充てん容器のまま 貯蔵されるレアケースのために対応考えるのはいかがなものか」と言われるかも知れません。しかし、今回40年 以上前に埋められた充てん容器に掘削機で穴を開けたレアケースで、公共の安全を脅かす事故が起きました。今 我々が考えるのは、今後防ぐべき事故からレアケースと認定される事故を外すことか、あるいは現在考えられる限 りのレアケースからでも事故が出ないよう想定し、自主的な活動を促すことでしょうか。

現行法に基づく解決策の提案

第6章で示した構造的問題について、「法規制で是正する」というのは決して規制の強化ではなく、指針やガイドラインによって自主保安のあり方を明らかにするという程度で対応できるのではないかと考えております。 新たなものを作成するには時間が必要ということであれば、基本通達の解説によって補完していただくことも可能かと思います。その場合、新たな技術基準を解説することは、かなりの精査と負担を生じるため、現行法を背景とした設定が、即効性があり妥当ではないかと思われます。

(1) 一般則第95条による容器授受簿保存期間の解釈について

現行一般則でいう(帳簿)第九十五条などの定めにより、容器授受簿は出荷記録時からの保存期間が2年と 定められており、容器証明書のなくなった今日、容器それぞれの管理はこの授受簿だけによって法的に管理す るよう義務づけられているかと存じます。

このため、この授受簿の保存期間までに容器本体が戻らなければ、どこに行ったか(つまりどこから返ってこなければならないか)が解らなくなってしまい、あるいはその容器を所有していたことすらわからなくなってしまいます。

このことから、この規則は2年以上出荷したまま返ってこないという状況を想定していないのではないでしょうか。そこで、制度上は出荷後1年を返却の基準とし、運用上は授受簿保存期間に合わせて最大2年まで許容するという段階的なアプローチを取っているのが兵庫県の指針運用です。これにより、法的整合性を保ちながら実務的な柔軟性も確保できていると考えます。

(2) 高圧ガス設備の毎年点検原則の適用について

高圧ガスは毎年点検が基本となっております。少なくとも、容器のように使用期限を経過年数(「一般複合容器」は十五年など)で起算する設備は、毎年の点検を行なう必要があります。

定期自主検査を行う製造施設等に接続されている容器を、自主検査のタイミングに合わせて再検査をしなければならないという決まりはありません。しかしバックアップガスなどはいざそのときが来て空になり、再充填の機会が巡ってこない限り、何年取り付けられていても容器再検査の必要はありません。最低でも、出荷後(≒およそ充填日付後)一年を超えていない容器かの確認を、毎年行うことが適切と考えるべきではないでしょうか。

そこで、制度上は出荷後一年を超えた容器について返却を促し、運用上は再検査期限が切れた容器については2年以内に必ず(毎年点検で出荷後一年経過している容器が見つかったなら、直ちに)返却・再検査することが自主保安として適切ではないかと考えますが、ご見解をお聞かせいただければと思います。

(3) 再検査記録保管期間との整合性について

容器再検査の記録が、現在概ね次回検査期限となる日から「起算して一月を経過」する日まで、つまり再検査期限プラスーヶ月となっています。この記録を以前の「記録後2年間」から現在の形に変更されたのは、その期間内に容器破裂などの事故があった場合、直前検査の記録に原因が無かったかなどを調査できるようにする配慮かと思われます。

このプラスが「なんのためにあるのか」ということが明確には示されておりませんが、私はこの記録がなくなるという意味を「この記録が廃棄された後まで使用していた場合、直前検査でたとえ法的には異常と認めない範囲の問題があったケースでも、それ以上の期間利用を続けていたのだから、破裂などの事故があってもそれを調査しなくてよい」。つまり、検査期限プラスーヶ月を超えて利用していて、破裂などの事故が起きた場合は自己責任という主張であると考え、そうした容器の早期返却を説明してきました。

要するに、この一ヶ月を決めた人は一般的に、もしも検査期限ぎりぎりに充填された容器が供給に使われても「この程度で、販売店から出荷された高圧ガス容器は戻ってくるはず」あるいは「消費先は一ヶ月もあれば中身をある程度使い切るはず」と考えられたのではないかと思われます。それ以上滞留する可能性は「一般的でないから」自主保安で対応するべきであると。

しかし、もし他の記録保存期間と実務上の考え方をあわせ、検査期限ぎりぎりに充填された容器が供給に使われた場合も、一年間は消費先に滞留する可能性があり、それは問題ない滞留と想定するなら、次回検査期限プラス一年間とすることも検討に値するかも知れません(辻褄が合い、説得力があります)。そうでなければ、一方で出荷後一年ないし二年間は消費先に滞留する容器を想定しながら、こちらでは一ヶ月を想定するというダブルスタンダードになってしまいます。

例えば、現在五年が検査期限の容器を、プラス一年間消費現場において使用し続けることを認める根拠のない 規制緩和になってしまうというのが問題であれば、再検査期限を四年に短縮することも考えなければならない ですが、現在の運用で実際には<u>適切に利用している容器</u>に、六年程度で朽ちて破裂した例を聞かないことか ら、現在の規制を強化することは市場の理解が得にくいかと考えますが、いかがでしょうか。

結論:長期停滞の定義と安全確保の基準

これらの考え方により、新たな規制を創設することなく、現行法の解釈と運用の明確化により、長期停滞容器問題 に対処することが可能になるのではないかと考えております。

制度上の基準: 出荷後1年を返却の基準というガイドラインを設定

運用上の許容範囲:毎年点検で検出することで、滞留を最大2年まで許容

法制度の枠外:出荷後1年超の容器は、法が想定していない危険な長期停滞とすることで一貫性を持つ

安全性を担保できる唯一の根拠は、「直前の再検査時に合格し、さらに直前の充填時に問題なく充てんできていた事実から類推できる、かならず安全に利用できるはずの期間」と考えなければなりません。容器授受簿の保存期間 (2年)という法的根拠と、実際の安全な滞留期間(一年)を、自主的な活動を明確にする指針として一致させることで、法制定の精神に基づいた運用が可能となります。

最後に

実際の具体策はさておき、今考えるべきことは、将来また今回のような事故の起きる可能性を残さないようにするには、なにをそれぞれが行うべきかであって、間違いなく今のままなにもしなければ、その可能性がなくならないということではないでしょうか。

今できることを最大限、お互いにやっておかなければ、またこのような(結局は容器停滞が根本にある)問題が 起きた時、何をやっていたのかと追求されることになるのではないか、と危惧しております。